

議会運営委員会会議録（令和５年８月29日）

出席委員 岩城委員長 竹原副委員長 大浦委員 古沢委員 開田委員 中川委員  
尾崎議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石川総務部長 長崎財政課長 高倉総務課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田局長補佐

午前10時00分開会

【岩城委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第１ 会議録署名委員の指名をいたします。開田委員、中川委員にお願いいたします。

日程第２ 令和５年９月定例会提出案件について、当局から説明をお願いいたします。

【石川総務部長】 それでは、おはようございます。

９月定例会に提出します議案の概要について説明いたします。

まず、補正予算関係が３件、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計でございます。一部改正条例につきましては、滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど２件でございます。その他案件につきましては、令和４年度の各会計の決算認定が７件、企業会計の剰余金の処分が２件と市道の路線認定１件でございます。また、報告案件につきましては、令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてなど８件でございます。このほか、追加議案として人事案件が２件ございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

【長崎財政課長】 それでは、私のほうから補正予算のほうの概要を説明させていただきます。

まず、議案第41号、一般会計の第４号補正でございます。今回の補正額は１億5,755万3,000円でございます。補正後が132億8,363万1,000円となります。

各事業につきましては、概要を説明させていただきます。

税総務事務費であります。法人市民税等の過誤納還付金・還付加算金等でございます。

賦課徴収事務費。納税システムの改修でございまして、納付書にQRコードを印字いたしまして、クレジットカード納付等を可能とするものでございまして、現在、令和5年度からは固定資産税と軽自動車税で運用しております。今回の改修につきましては、令和6年度から住民税の普通徴収と国民健康保険税に関して同様の改修を行うものでございます。

福祉のまちづくり基金積立金であります。一個人の方から児童福祉のためとご寄附をいただいたものでございます。こちらのほうは、現在、まちづくり基金に一時積立てしまして、令和6年度に事業充当をしたいというふうに考えております。

続きまして、介護保険事業特別会計繰出金であります。低所得者保険料の軽減事業に係る精算に伴う繰り出しでございます。その他財源については、国、県の交付金であります。

私立保育所等運営事業費であります。保育支援者、こちらのほうは清掃ですとか配膳等、保育士の方の支援をされるということで、それに係る配置の助成でございまして、1園について1か月10万円を上限とするものでございます。私立12園について、10月からの半年分を予算計上するものでございまして、国の補助が2分の1、交付金でございます。

放課後児童対策事業費であります。こちらは令和4年度に1団体のほうから児童福祉へということで寄附をいただいております。一時基金のほうに積み立てておりまして、基金を取り崩しまして、東加積小学校の放課後児童クラブの備品を整備するものであります。

出産・子育て応援事業費。妊娠時から子育てまでサポートするための子育て支援アプリの導入であります。国の補助10分の10、上限が200万円でございます。

治山事業費。こちらは東福寺野地内の山腹崩壊の復旧ということでございますけれども、令和4年8月の豪雨による被害でございまして、令和4年12月補正で災害復旧費で予算づけのほうをしていただいていたんですけれども、田んぼのほうが休耕田ということで農地として認められず、災害復旧費はちょっと対象にならなかったということで、県の治山事業のほうに事業を振り替えるものでございます。県の補助2分の1であります。

漁業振興事業費です。漁業施設、滑川漁業協同組合の蓄養施設でございますけれども、こちらの改修等でございます。漁業振興事業補助金の交付要綱に基づくもので、補助率のほうは事業費の3分の2であります。

工業振興対策費であります。令和4年中に導入されました償却資産等に係る固定資産税相当額を工業振興補助金として交付するものでございます。5社分がでございます。

消防分団施設整備事業費であります。西加積分団のポンプ車の更新ということで、20年経過しておりまして、ポンプ本体が老朽化しているということで、今回更新するものでござ

ざいます。

教育委員会事務局事務費。さきの教職員の賠償請求に係るもので、顧問弁護士への報酬でございます。

小学校営繕費。北加積小学校の暖房施設の更新工事であります。

子ども図書館管理運営費。こちらは一法人のほうから児童用の図書購入費としてご寄附いただいたものであります。

国県支出金返納金であります。子ども・子育て支援交付金、生活保護費、コロナワクチン等の令和4年度の事業の精算に伴います国や県への返納金でございます。

農地農業用施設災害復旧費。こちらは今年の5月及び7月の豪雨によります農地への被害でございます。開地内が2か所、東福寺地内が1か所でございます。県の補助が2分の1、その他財源は土地所有者の方が事業費の6分の1でございます。市の負担は6分の2でございます。市の負担の90%を災害復旧事業債、起債のほうを充当する予定としております。こちらのほうは一部激甚災害に認定される可能性もございますので、その際にはまた改めて財源のほうを更正したいというふうに思っております。

一番下ですけれども、繰越明許費でございます。こちらは先ほどの西加積分団のポンプ車の更新ということでございまして、納期が年度を越えることが想定されることから、繰越明許費を設定するものでございます。

次のページ、後ろのページをお願いします。

特別会計の補正予算でございます。

議案第42号、国民健康保険事業特別会計（第1号）であります。今回補正額が145万2,000円、補正後が29億2,160万9,000円でございます。こちらはシステム改修費でございます。出産されます被保険者の産前産後の期間、4か月間でございますけれども、そちらの保険料の均等割と所得割が免除とされるものでございまして、令和6年1月からの施行に向けましてシステム改修を行うものでございます。財源のほうは県の補助の交付金です。10分の10の交付金を充当いたします。

続きまして、議案第43号、介護保険事業特別会計（第1号）でございます。今回補正額5,837万6,000円、補正後は32億5,408万7,000円でございます。こちらは令和4年度の事業費の確定に伴いますものでございます。こちらの事業費の確定に伴いまして、介護給付費、地域支援事業等の国県支払基金への返還金でございます。その残りの部分につきましては準備基金に積立てを行うものでございます。その他財源につきましては、低所得者保険料

軽減の負担金ということで、国、県、市からの負担金でございます。

説明のほうは以上になります。

【高倉総務課長】 私のほうからは、予算関係以外について、議案一覧表を基にご説明いたします。

条例関係になりますが、2本提案いたします。新規制定はなく、全て一部改正条例になります。

それでは、議案第44号であります。これにつきましては、市職員を対象に支給する特殊勤務手当のうちの感染症防疫業務従事手当について、人事院規則の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫業務従事手当の特例措置を廃止いたします。また、今後、新型コロナウイルスの変異株が新型インフルエンザ等に該当した場合、再度、同様の特例措置が講じられるよう、所要の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、今ほど申しました新型コロナウイルス感染症防疫業務に係る手当の特例措置の廃止と、変異株が新型インフルエンザ等に該当することになった際、当該感染症により生じた事態に対処するための業務に従事した場合、特殊勤務手当を支給できるよう特例措置を創設するものであります。廃止と創設をそれぞれでございます。

施行期日は公布の日からとなります。

次に、議案第45号であります。これにつきましては、7月の臨時会で提案することで調整しておりましたが、同じく7月のこの委員会の場で、9月以降の定例会での審議が適当であるとの方針に基づきまして、改めて今回提案するものであります。

中身につきましては、ほたるいカ観光施設条例から深層水体験施設（タラソピア）の機能の廃止について、主要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、条例で定めております深層水体験施設に係る開館時間、閉館日及び利用料金に関する規定を削除するものであります。

なお、経過措置といたしまして、フリーパスや回数券の払戻しを可能とする規定も併せて盛り込んでおります。

施行期日は公布の日からとなります。

最後に、人事案件の追加議案でございますが、議案第56号は滑川市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。裏面のほうをお願いします。

固定資産評価委員のうち1名の任期が10月6日をもって満了となりますので、その選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第57号は滑川市教育委員会の委員の任命についてになります。教育委員のうち1名の任期が10月2日をもって満了となりますので、その任命について議会の同意を求めるものでございます。

それぞれの任期につきましては、固定資産評価委員については3年、教育委員については4年となっているものでございます。

私からは以上であります。

【岩城委員長】 ご苦労さまです。

ただいまの説明について質疑は何かありますでしょうか。

よろしいですか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 では、その他ということで何かありますでしょうか。

【尾崎議長】 6月定例会中、安達議員がタラソピアや青雲閣の解体費用を問う質問があったと思います。その後の議運で入札に関わる私的な質問をしてくれるなというような申合せがあったのではないかとといった指摘があった一方で、大ざっぱな費用等は、逆に市民の知りたい情報なのではないかという意見が出たかと思います。

そこで、どの程度のものが許されるのか一度当局に確認し、全議員が確認しておく必要があるのではないかという宿題が私に任されたかと思っております。

そこで、なかなか当局に個別に確認することも難しい状況でありますので、この場で当局の考えを確認して、共有すればいいかと思いますが、いかがでしょうか。

【岩城委員長】 皆さんよろしいでしょうか、確認。当局、出てきておられる中で。

【石川総務部長】 工事費等々に係るものにつきましては、これまでにつきましても、例えば、当初予算等で配付させていただいています未定稿等々でも、金額面については極力明示をしないという中において、ご了解をいただいていたのかなという認識を持っています。

ただ、おっしゃられる中において、概算でも分からんがかみたいな話はあるのは事実ではあるんですが、多分その概算数値みたいなのが独り歩きするということもあまり芳しくないのかなという認識を持っておりますので、幾らがいいとか個別のものとかというなかなか線引きは難しいんですけれども、そこら辺につきましては、ある程度のご理解をいただければなという認識を持っているんですが、ちょっと曖昧な答えにはなるかと思うんですが、そういうような考え方を持っているのは事実でございます。

【岩城委員長】 皆さん、よろしいですか。

【竹原副委員長】 なら、解体するには、いわゆる多額の費用という物の考え方でしてしまつて、オブラートに包んだほうがいいという考え方だとか、当然概算で見積りを取つたとしても、いざ入札だと言われれば、逆に思うておつた金額よりも、例えば半額だとか3分の1とか、そういった金額だって想定されるわけなんですよ。そしたら、多額の費用が、じゃ仮に1億円ですと言つたら、それが独り歩きして、そだけ錢かかるがやったらおかんまいかとかという話も出るわけなはずなので、じゃそれを、私は多額の費用でいいと思うんですけど、どこまで市民の皆さんが答えを欲しがらんかなという。あとは個人的な感情だと思うがですよ。でも、当局は、全くもって金額的な数字は言いたくないということなんでしょう。

【石川総務部長】 あくまでも概算的な数字の中での数字は言いたくない。例えばもう予算に載ってしまっているとか、そういったものについては、ある程度、工事、実際に上がるときには予定価格みたいな話も出てくる場合はあるかと思いますが、あくまでも今後の想定で概算という話になると、その概算が基準をどこに置くかによって、なかなかお答えできない。

一般的にこのくらいの規模の物なら幾らぐらいですねという話ならいいんですけども、この施設だったら幾らという話になると、なかなか難しいのかなという認識を持っているということでございます。

市民の方々も、金額で幾らとかという何かピンポイントの答えが欲しいんだろうなという認識は十分理解しているわけでございますが、多分それがまたぶれると、じゃ、あの見積りは何やったんみたいな話にもなりかねますので、そういったようなのも含めてご理解いただければなという認識しかないがですけども。

【古沢議員】 仕方がないね。

【石川総務部長】 はい。

【岩城委員長】 皆さん方、よろしいですか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 議長もまた質問の中で見ておいてもらって、気をつけてもらえればいいかなということでございます。

【尾崎議長】 分かりました。

【石川総務部長】 なかなか一問一答の中でのちょっと対応もしなきゃいけない部分があ

るので難しいところであるんですけども、私どもも概算で、ある程度持っていれば、一般的にとか、何とかというような言い方ができる可能性もあるんですがということをご理解いただければと思います。お願いいたします。

【岩城委員長】 部長は別に、これ以上はない。

【石川総務部長】 ほかにはございません。

【岩城委員長】 それでは、当局議題についてはこれで終わりいたします。

お疲れさまでした。

(当局退室)

【岩城委員長】 では、日程第3にいきたいと思います。請願、陳情、意見書等について議題いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【落合局長】 それでは、私のほうから、請願、陳情、意見書等についてご説明いたします。

一覧表をつけてございますが、その表のとおり、今のところ、陳情が2件、意見書の提出要請が1件ございます。

まず、資料1のほうは片原力三氏から提出のあった陳情書で、内容は、晒屋地域全域で新しく建築ができるよう、道路の幅員等について、建築基準法の例外的な取扱いの承認について県の建築審査会へ働きかけることですか、空き地に無料駐車場を造って、晒屋のにぎわい創出につなげることを求めるものでございます。

資料2のほうは、中島勲氏ほか2名から提出のあった陳情書「過労死裁判に至るまでの当局対応の検証を求める陳情」でございます。事故発生から公務災害の認定、その後の提訴までの間の当局の対応など、検証した内容を市民にしっかり説明せよという内容でございます。

陳情につきましては、2つとも趣旨説明の申出がございます。この後、この陳情について、どのように対応するか協議いただきたいと思いますと思っております。

資料3のほうは、「女性差別撤廃条約」選択議定書の批准を求める意見書」でございます。

提出者は開田晃江議員で、この場にいらっしゃいますので、要旨説明等をお願いできればと。

【開田委員】 じゃ、お願いいたします。

この「女性差別撤廃条約」選択議定書の批准を求める意見書というのは、もう2020年に富山県議会、その後、富山市、高岡市、射水市、南砺市、砺波市議会が順次これに対して可決しております。

そういう意味で、いろんな意味でのこれからの女性差別撤廃も含めまして、今回、黒部市、魚津市、滑川市の各議会がそろって、女性議員としてこの意見書を提出したいという趣旨で提出させていただきたいと思っております。

文は、中身、読めばいいですか。

【岩城委員長】 なら、読んでみてください。

【開田委員】 はい。

それでは、「女性差別撤廃条約」選択議定書の批准を求める意見書。

1979年の第34回国連総会において、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という。）が採択され、日本がこの条約を1985年に批准してから38年余りが経過した。

条約の実効性を高めるため、1999年に「女性差別撤廃条約」選択議定書が国連で採択され、締結国のうち115か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

2023年発表の日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は146か国中125位と主要7か国では最下位のままである。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、学校の休業や保育所の休園、非正規雇用職員の雇い止めなど、特に女性の雇用や所得に与えた影響は大きくなっている。

よって、意見書の提出を求めますということで、提出させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

【岩城委員長】 ありがとうございました。

【落合局長】 ありがとうございます。

続けます。

資料4のほうは、シルバー人材センターからの「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望」でございます。これにつきましては、8月10日に理事長と事務局長が議会事務局においでになり、議長に要望されております。

この事業の推進のために必要な、センターに対する令和6年度の補助金確保のほか、新たな独自事業への立ち上げの支援、公共の事業発注の確保等について強く要望されております。

これにつきましては、先例に従い、参考配布したいというふうに考えております。

請願、陳情等の最終受付は、定例会3日前のあさって8月31日となります。それまでに案件の追加があれば、定例会初日の9月5日本会議終了後に議会運営委員会を開いて協議いただきたいと思いますと思っています。

今回の意見書1件と併せて、各会派・グループで協議いただき、9月13日午前9時から  
の議運で協議結果を報告していただきたいというふうに思っております。

以上です。

【岩城委員長】 ただいま事務局から説明がありました、まず資料1の陳情の取扱いについて、各委員から意見を求めたいと思います。

【古沢委員】 意見というよりも、今見た限りでは、何か非常に多岐にわたっておって、ちょっとよく分からない。何を求めたいのかが、いま一つよく分からないし……。

【岩城委員長】 これは、建築基準法42条6項の道路にしてくれということが本当の趣旨か。

【古沢委員】 道路を広げてくれということなの。

【中田局長補佐】 うちのほうで受け付ける際に、もっと要旨を明確にということをお願いしたんですけれども、ちょっと……。そうすると意味が伝わらないということで、どうしてもこの内容ということでこだわられたんですが、整理しますと、建築基準法に基づいて、晒屋のほうに、①の建築基準法上の道路にするようにしてほしい。これは県の権限でございます。②の部分で、建築できるように、川のところも何かしてほしいであったり、瀬羽町のように、晒屋のところに無料の駐車場等を造れば人が来るんじゃないかというようなことが雑多に書いてあるんですけれども、改めて晒屋ほうににぎわいを求めるということで、こういったことをすればいいんじゃないのかという提案だと思われます。

【岩城委員長】 別に町内会長から言ってきておるがではない。町内の人はみんな分かっているわけでないがだから、どっちかというと。弱った話だな。

皆さん、どうでしょう。

【大浦委員】 ちょっと私、事前にこの話は伺っていたんですけど、見たときに、なるべく陳情としては受けるスタンスではいたんですけど、ただ読んでいるうちに、例えばその一地域、一町内会のものに対して、議会が陳情として、仮にその採択をした場合です。何で議会がこの一町内の陳情を採択したんだということが、市内全域の優先順位度を、これは高いものだと認めたことになるんじゃないかなということも、私が思ったりとかして。

こういったことをやっていくと、恐らく行政側に来ている要望書全てが陳情として上がってくるということもありますし、それを認めるという行為にもなるので、これは、私個人の意見としては、陳情としてはなじまないものだと思うんですけども、皆さんのご意見を聞かせていただいて判断したいなというふうに思います。

【中川委員】 私も読んでおったのですが、結局、この文面からいろいろと、地図までついておるのですが、この道の専門家であれど、ちょっと分からんがじゃないかなと思うがやちゃね。何でもかといったら、一つも分からんが。

だから、この辺しっかりと、もし取り組むんなら、まず専門家に見ていただいて、どのようなことが書いてあるのか、どういうようにしたいのかということ、その専門家の皆さんの意見を聞いて、やるとすればいいんじゃないかなと思います。

ただ、こう見ても、素人が見て分からんです。

【岩城委員長】 皆さん、ほかにどうでしょうか。要は、陳情として扱うかどうかというあれやちゃ。

【開田委員】 町内会を挙げて、まちづくりのために、こういうふうな案を持っておるから、もう一回議会も含めて、一緒にスクラムを組んでもらえんかというものとちょっと違うような気がするんですよね、この個人的に取ってきたというのは。

ですから、それも皆さんの意見に合わせますが、趣旨説明をしたいと言っておられますので、聞くだけでもいいし、あるいは聞かんでもというところが少し乱暴なのかな、聞いてあげたほうがいいのかなと今迷っています。

【竹原副委員長】 私、要は、旧町部に、道路幅員が狭いから、入り組んだところの昔の建物は、改めて解体して建てるのは駄目だというのは幾つも案件として聞いているので、ほかの地域にもそういった建てられない、新築できない地域が存在するのに、晒屋だけを取り上げるというのは、ちょっと拙速かなと。であれば、旧町部の中で、建築基準法で今現在建てることのできない地面を全て把握した上で、道路幅員を増やすには、やっぱりセットバックが必要なので、当然立ち退きということもあるだろうし、川べりのこの水色の道路を広げてくれと言われれば、当然ここに面したおうちの方々が全て納得されて、じゃもうちょっと玄関先を削ってもいいから広げてくれという地域住民の、いわゆる町内会からの要望であれば、それはそれで重く受け止めるべきだと思いますけど、一個人の方が、何の言われもなく、ここを広げれ、空き地をくれとかというのは、ちょっと趣旨に合わないのかなとは、私は思います。

気持ち的には分かるんですけど、やっぱりそういった過去の経緯があって、じゃこの法律を何とか滑川市の条例でたたみかけて、建てられるようにしてくれというのであれば、それはそれでまた考えていかなければならないかなと私は思います。

【岩城委員長】 古沢委員は、どう。

【古沢委員】 仮にこれを受付して採択したとしても、こういう言い方は変だけど、今皆さんが言われたように、直接の地権者の方、あるいは町内会全体としての協力がないと、前には全く進まない。この陳情者が、ここに土地があるのかどうか知らないけれど、そういった周囲の皆さんの、関係者の皆さんの合意というか、理解というか、というものがないと、何か先走ってしまう感じが、副委員長の言うように。

一般論として、昔できた団地なんかでも、そういうところがいっぱいあるわけやちゃ。建て替えができないというような話も、私も何回か聞いたりはしているんだけど、そういったところは複数あるわけで。

この場所と陳情者との関わりは、私、全く知らないので、何とも言いようがないんだけど、何かちょっと、この辺の皆さんの気持ちもよく分からないしという、私もちょっと判断が困るような状態なのが正直なところ。

【岩城委員長】 これ、正直言うて、片原さんちゃ、不動産屋さんだろう。

【中田局長補佐】 建築士をしておられまして、そういったこともしておられるので知識がおありだと思うんですけど、一応去年、おとしですか、危険老朽空き家の件で、そのうちの者に頼まれて、了解を得た上で陳情しておられるというのが前回でした。

今回は、本人に確認しましたが、当然この①、②とかを地権者に確認して出しているわけではなく、私はこうすればいいと思うという内容なので、皆さんがおっしゃるように、これを採択したとしても、肝腎の住民サイドの話は、まだ機運が出来上がっているかどうかということも不明確なので、ちょっとどうかなと。

材料がそろっていない時点で、あまり採択、不採択、というのも難しいかとも思います。

【岩城委員長】 町内からでも上げて言うてきたがなら、また話は違いかしらんけど、一個人から、ああせい、こうせいと言われても、なかなか……。はい、そうですかというのは違うような感じがするちゃ。

非常に難しいあれかしらんけども、参考配布なら参考配布にして、また何かご意見があるがなら話を聞くがにでもするかなと思うけどね。そこでまた話を聞くことにして。

【大浦委員】 私も参考配布なら配布でもいいんですけど、これ、また前回の話だけど、

学校選択制のときの陳情みたいに、もし片原氏が、これ、ちょっと今、中田局長補佐の話では出てこなかったんですけど、市の職員と言えればいいのか、誰かしらがちょっと絡んでいるようなことも耳にしたので、産厚建の委員長として、当局の職員、誰かちょっと話のその経緯が分かる人と一緒に片原さんが話をしたいというのであれば、委員会の代表としては話を聞きたいなというふうに思いますので、それでよければ、私は参考配布で。

【岩城委員長】 詳しい話はあれかしらんけど、前、県から滑川市へ出向してきた人が帰って、滑川市のレポートを出してくれということで、その地域のところを回ってあるいて、こういうふうにすればどういうがかとかという、話をよく聞けば、町内会の方々はそういうことで理解しておられるがに、彼に話したら都合のいいように聞いてしまって、県が動いておるといふ、そういうふうな話だということをちょっと耳にしたりとかしておるがやちゃね。

そういうがからいけば、ちょっと先走った話じゃないがかなというような感じがあるので、産厚建の委員長がそういうふうな気持ちで言われるということであるならば、これは陳情として扱わず、参考配布としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【岩城委員長】 なら、一応そういうことで、参考配布といたします。

次、資料2、陳情の扱いについて各委員からお願いをしたいと思います。

【落合局長】 資料2のほうですか。

【岩城委員長】 資料2、資料2。

これは何か委員会のときで、市長が答弁の一つとして検証してみたいという、何かそういうようなことも言っておったんじゃないがけ。

【落合局長】 前回の臨時会のときの委員会の中で、たしか市長が、この件に関しては検証も必要だと考えていると。検証したいというような趣旨の発言をされていたように記憶しております。

【岩城委員長】 これ、実際問題として対相手のある話だから、プライバシーに関することもいろいろとあると思うがで、100%こういうものをオープンにできることは難しいがでないがかなという感じはするけども、もし、これ、付託して、総務文教で検証せいで言ったところで、全部が全部出てくるわけではないような気がします。

【竹原副委員長】 検証しろと言われても、多分、正確な本当の話って出てくるのか、私は疑問なんです。

【中田局長補佐】 すみません、ちょっと補足です。この陳情は、内容が、検証をお願いするという言葉なんですけど、誰にというところがはっきり書いていまして、陳情者に確認したところ、議会に検証していただきたいという陳情ではなくて、当局が検証して発表すべきであるというふうに考えているところは、中島さんに確認はしております。

【古沢委員】 今あったように、当局の対応がどうだったのかということの検証なんね。皆さんが一番気にするのは、遺族の方のプライバシーというか、亡くなったご本人も含めての関わりも出てくるとすれば、それは全て明らかにするというわけにはいかない話も当然あると思うので、問題は行政の対応がどうだったのかということの検証だと、繰り返すようなんですけど、だと思っんですよね。

問題は、この間の臨時議会のときにもあったように、こういうことを、行政の対応を含めて繰り返してはならないという観点からも、検証が必要なんだというふうに思っんですよね。

だから、100%全て明らかにしろということではないんだけど、行政の対応として、どういう課題があったのかということは、裁判が終わったから、裁判記録はあるけれど、行政内部での検証というのは、それだけだということではどうなのかということだと思っんです。で、可能な限りというか、そういう範囲にとどまらざるを得ないと思っんだけど、市長がそういうふうに答弁しておったということもあれば、そういう気持ちがないわけではないと思っから、可能な範囲で行政の問題点を出してもらえばいいのではないかというふうに思っます。

【岩城委員長】 中川委員さんは、どうでしょう。

【中川委員】 今後のこともありますから、どうしてこういうことが起きたのかということとを、周りの先生方の対応、あるいはまた市当局の担当者の対応等をやっぱりしっかりと検証すべきだと私は思っます。

今回、陳情でありますけど、ぜひともその辺を説明してもらえばいいんじゃないかなと思っます。

【岩城委員長】 開田委員、どうでしょう。

【開田委員】 私もいろいろ遺族の親戚の方からも聞いております。今回のこれは当局の皆さんの検証ですので、議会からの陳情が上がりましたということで、当局にやっぱり議会も聞きたいということも思っっています。

【岩城委員長】 大浦委員は。

【大浦委員】 私は、裁判結果が出ているわけで、当然、控訴しなかったということがある。その中で、議運だったか、ちょっと何かの委員会の際に、裁判において当局側が持っている考えについては全て説明したと。それで出た結果であるので、これ以上のことは言うことがないという説明をもらったんです。

私は、結果自体には、例えばその学校の校長先生であるとか、監督責任の欠如みたいな報道とかもされて、本当にそうだったのかなというところは正直思ったりしたんです。遺族もそうでありますけれども、監督責任の欠如があったという先生方にも家族があるわけで、本当は納得されていないご家族の方もいるんじゃないかなということを考えた場合。

でも、それさえも受け止めて、こういった賠償請求に対して応えることをしたので、さらに市民に対して、これ以上説明を本当にする必要があるのかなと。その結果を全て受け止めたという事実もあるので、私は、これからの、こういったことが二度と起きないようにする一つにはなるとは思いますけど、これ以上深掘りしてやる必要があるのかなというふうには思いますけど。

【開田委員】 深掘りせんでも、事実、いろんな意味で、それこそ裁判記録に残っていることも含めて、お伝えしてもいいんじゃない。

【大浦委員】 裁判所から言われたことを報告するだけなら、それを陳情として認めるのかどうかはちょっと分かりませんので。

ただ、この陳情を出された方々とかが、そのもので多分納得されないから、こういった陳情書として出てきているんじゃないかなという思いがあるんです。そうすると、多分その人たちが求めているのは、最後、話の出た内容と違うことを……

【開田委員】 違うことが欲しいということなが。

【大浦委員】 そうなんですよ。

だとすれば、それを行政は言えるわけがないし、言ったことに対しては、裁判所の結果に納得していないということになるので、言わないということもあるので、これが陳情として、議会側からしたら、説明責任を果たせというのは、私はちょっと違うんじゃないかなと。

【岩城委員長】 議会が説明責任をするがでなくして、当局がね。

【大浦委員】 当局なんです。

【竹原副委員長】 委員長、私、これ、文言が、上から5行目、6行目け、賠償金などの救済措置が取られているにもかかわらず、なぜ控訴するという行動に至ったのでしょうか

というのは、これはやっぱり当事者家族への質問だと思うがですね。それを、じゃ教育委員会なり行政は、いや何であんた控訴したがけと聞くべきものでもないし、ちょっとこれに対しての検証というのは難しいがじゃないかなとは思いますがですけど。

何で控訴されたんけと聞かんなんがぜ。

【岩城委員長】 多分そこら辺りは……

【竹原副委員長】 出てこん話だねか。まさか相手おるがに……

【岩城委員長】 急に心が変わったと、そういうわけにちゃいかん話だからね。

そこはオブラートに包んで、相手を悪いようにちゃ言うわけにいかん。

【竹原副委員長】 ましてや、もう判決も終わって、結審して、賠償金も払っておると。それで、終わったものをまた、何であんた控訴したがけと、それは聞かれん……。心情を察すれば。

【岩城委員長】 多分相手方ちゃ、何も聞けることは……。

【古沢委員】 私は、限界があると思いますよ、言えることには。相互のことを、いわゆる付度すればね。だから、裁判記録が中心になるのかもしれないけれど、要するに、ここに、今副委員長が言った、指摘のところというのは、賠償金、公務災害補償で救済措置されたのに、何で裁判になったのかと。これも憶測にしかすぎないんだけど、憶測で物を言ったらどうかと思うけれど、恐らく原告からすれば、遺族からすれば、当局の対応について不満があって裁判に踏み切られたんじゃないかということを推測しておるわけです。

行政の対応に不満があった。どこか不適切な対応があったのではないのかと。そういうことが裁判記録に載っているのかどうか、判決文を全部読んでいるわけじゃないから何とも言えないんだけど、そういうことを、ある意味推測しておられる。

だから、行政としての、ある意味、不作為があったんじゃないんですかと。そういうことは反省しなくていいのかいということだろうと思うんですね。

全部が全部、1から10まで全部明らかにできると私も思わない。だから、行政として反省すべきところはあるのでないかと。

【開田委員】 私、あのとき初めて聞いて、亡くなられたといったときに、100万円の香典を持ってまず行かれんかと言ったことがあります。それくらいに大変なことになったということが行政の皆さんのほうに伝わっていなかったことが最初かなという気がいたします。

ですから、それこそ裁判記録の中からの抜粋でもいいですので、市民の皆さんにも聞くというところも、私はちょっと必要なのかなと思います。私の意見です。

【中川委員】 私も、それこそ本当に、先ほども言いましたように、事実どうだったのかということを誰も知らんがですね。だから、なぜそんなことになるのかということを、信じられんくらいなのですが、やはりそれを止める人がいなかった。逆に、助長したんじゃないかなという思いがしておるんですが、そういったことが今後起きないように、やはりこの事件はしっかりと、前を向いて事実を明かすことが必要だと私は思う。

市民の誰もが知らんもんだから。知っておる人はおらんと思うがやちゃね。その辺やっぱり今後起きないように現実を見極めてしっかりやっていく必要が私はあると思います。

【古沢委員】 繰り返しだけど、1から10まで全部明らかにしろとか、個人責任を明らかにしろとかという話ではない。行政としての対応がどうだったのかと。行政の機関として、教育委員会全体として、あるいは市当局としてもあるのかもしれない。そういったところの対応に問題がなかったかと。

だから、突っ込んでいってしまったら個人責任ということになってきて、それは趣旨ではないということだと思うがね。

【岩城委員長】 個人責任というわけにちやいかん案件だと思うがで、それは。

【古沢委員】 教育委員会という機関であったとしても、構成しているのは一人一人の人間だから、それぞれの対応がどうだったのかということにならざるを得ないかもしれないけど、そこまで求めているわけではない。

【岩城委員長】 そうような状況でいけば、総文の委員長としては。

【竹原副委員長】 やっぱりこの陳情の文言からすると、事故発生から公務災害の認定、その後の提訴までの期間に、当局は様々な局面で接触があったはずですよと書いてある以上、このときの接触がどうだったのかというのを、要は聞きたいという趣旨なんやちゃね。

そしたら、もう裁判は終わってしまったけれども、じゃそのときどうだったかというのは、何か犯人捜しみたいなこと、そういうようなのになって、発展せんかなというのは思うがですよ。

やっぱり二度と起こらないためには、教育委員会がどういった対応を今後していくのかという、今後の検証であつてもらえればいいんですけど、そのとき、じゃ何月何日、あんた、どこへ行って、誰と話したがけとかというような、犯人捜しの内容になるのであれば、私は不本意だなとは思いますが。

【古沢委員】 そういうところまではできないと思うんだ。だって、客観証拠みたいなものは、我々は何かできるわけじゃないんだから。

だから、ここに書いてあるように、接触があったはずです。どのようなやり取り、対応がなされたかの精査、検証と書いてあるけれど、これはとてもできない。これをやり始めたら、今、副委員長が言うように、それぞれの発言記録、どうやったか……

【岩城委員長】 犯人捜しになってしまうちゃ。

【古沢委員】 そういうことになってしまうから、こういうことまではできないと思います。だから、行政としての対応。

【大浦委員】 文章で書いてあるのは、市民への説明責任を果たしていただきたいということなんやちゃ。だから、何を話すかは当局に一任してありますから、それを私、読み直してですよ、陳情として、当局、検証主体は市長が以前どこかで言われたかもしれないけど、それをじゃどこかで、まとめたものを公表するとかは発言されていないわけで、今できる範囲内の説明を求めているものであれば、これは委員会でやられて、陳情として認めてやっていただいていいんじゃないかなというふうな話で。

【岩城委員長】 受け止めて言える範囲の中で。

【大浦委員】 文章だけだと、これ、何を聞きたいのかがよく分からなくなってきたので。

【中田局長補佐】 確認なんですけど、この陳情自体が、さっき言ったとおり主語がないので非常に分かりづらい内容になっておりまして、議会に対して解明するようにというお願いでは一切ないがですね。当局に開示できるものを開示してほしいというような内容を後押ししてほしいというようなことだと思うんですよ、この市民への説明責任を果たしていただきたいというところで。

なので、議会としてできることは採択、不採択、その結果、大浦委員が言われるように、これは出せないと思われたものは出さないかもしれないし、あるいは、それでこの陳情者が納得されないかもしれないですけど、それでも陳情として受け付けるのかどうかというところがポイントだと思います。

【岩城委員長】 そういうことであれば、委員会で付託して、出せるものは出していただいて、要は、対応をちょっと聞くのはどうかなというような感じだけど、副委員長、どう。

【竹原副委員長】 ちょっとこれも当局側に見れば、過去に遡っての検証になってしまうから、時間はかかると思うがですけど。

【岩城委員長】 あれかしらんけど、やれる範囲内でやってもらう、それは。

【大浦委員】 担当者も変わってしまったおるからね。

【開田委員】 当局側が大変なのはよく分かります。ただ、この後ろに、それこそ亡くな

られたご家族もおられるので、議会としては、少しファジーな状態でも、これを少し当局側の検証を求めたらいかがでしょうか。

【岩城委員長】 分かりました。

【中川委員】 何を言うたって私が思うがは、そういった賠償金はきちっと払っておられるという中で、この賠償金の出どころはどこかということを考えると、しっかりと説明してもらわんと。私らではいいがに分かん。いろんな資料を読んでおるけど、別に誰が悪いということは書いていないがだから。

【岩城委員長】 なら、一応委員長もおられますが、総務文教消防委員会へ付託するということにいたしたい、検証していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

【岩城委員長】 では、資料3の意見書提出については、先ほど事務局の説明のとおり、9月13日までに各会派・グループで協議していただいて、案件の追加が出てくれば、事務局の説明のとおり進めたいと思います。

では、日程第4 その他に入りたいと思います。

委員の方から。

よろしいですか。

(特になし)

【岩城委員長】 事務局、ありますか。

【落合局長】 それでは、今ほどの陳情、資料2のほうの陳情は総文に付託ということでしたので、日程のほうを追加いたします。

あさっの定例会は、総文の委員会、日程を追加したものを配付したいというふうに思っております。

続きまして、「政務活動費の手引き」の改訂について、事務局からお話したいというふうに思っております。

お手元のほうに、改訂後の赤字追加した内容の物をお配りしております。

さきの特別委員会のほうで、新しく12月から貸与されるタブレット端末について、公務外の議員活動や調査研究活動に積極的に活用することを前提に、係る経費、レンタル料とリース料、通信費になりますが、その経費の2分の1を政務活動費で充当することができ旨、決まったところでございます。

このタブレット端末に係る経費についての記載というものが、現在のこの手引にはございませんので、その内容を追加するものであります。

全部の議員さんが処理するタブレットになりますので、ホームページで公開される政務活動費の支出項目についてはそろえておいたほうがいいと思ひまして、事務局として案を出しております。

いろんな考え方がありますが、支出項目については調査研究費が一番しっくりするのではないかと、そこに入れさせていただいております。

12月にお渡しするタブレットには、タッチペンですとかケーブル、カバーなどが附属しておりますけれども、そのついたものよりも、もっと高性能なペンですとか、パソコンとして使うためにキーボードが欲しいといったような方については、それに関する備品購入を認め、政務活動費の判例等を参考に2分の1を充当することができるようにすればということで、そこに記載追加しております。

充当できないものとしては、委員会で皆さんに協議していただいたとおり、タブレットを紛失、破損した場合の費用負担、それから3ギガを超えるデータ通信にかかる費用などは私費で見ていただきたいというふうで、充当できない経費に入れております。

以上、手引に赤字のとおり記載を追加させていただければと思いますので、内容のほうを確認していただきたいというふうに思っております。

なお、この赤字部分については、あくまで特別委員会で決まった内容だというふうに考えておりますので、文言の訂正等がなければ、このまま次の定例協でお出しして決めていきたいというふうに思っております。

ちなみに、12月から貸与されますそのタブレットに係る経費なんですけれども、レンタル料、通信費を含めて、1台当たり月8,305円ほどとなっております。

ということで、その2分の1、4,152円の4か月分、12月からの4か月分ということで、今年度は1万6,610円ほどになるかと思ひますが、現在、「LINE WORKS」等の経費も含め、調整中でありまして、また、最終的に確定次第、経費のほうをお伝えしたいというふうに思っております。

政務活動費、2枚目、1枚めくっていただくと、政務活動費における備品購入についてという書類をおつけしております。これは、この手引の改訂に合わせて検討していただきたい事項であります。

政務活動費の備品購入については、この手引においては、政務活動費全体の2割を限度

とするという規定が現在ありますが、長年この運用でやってきて、この記載のみが載っているところであります。

政務活動費全体の2割といいますと7万2,000円になりますけれども、パソコンあたりは半分ほどの金額充当ということになりますけれども、7万2,000円以下の例えばプリンターなどは100%政務活動費の充当が可能ということになっております。現在はそういう状態になっております。

政務活動費が個人の資産形成につながってはいけないという考え方もありますので、何らかの対応が必要なのではないかというふうに当局では考えております。

先般、担当者の当銘のほうが政務活動費の研修を受講しまして、その研修で何点かの指摘、考え方が示されましたので、それをその表にまとめております。

まず、見直し検討内容、1点目ですけれども、備品購入については上限額を設定し、高額な備品についてはリースやレンタル料を基本とする。例えば、ほかの自治体などでは、10万円以上、20万円以上の備品についてはリースにしてくださいというような、そういう規定が盛り込んである自治体もあります。

ですから、滑川市議会として、備品に関して上限額を設定すればどうか。設定すれば、幾らが妥当かということ一度話していただければいいかなというふうに思って、そこに挙げております。

2点目、使用状況の案分割合を明確に説明できない場合は、支出割合の上限を2分の1とする。これは、政務活動費に係る各判例で出ておりますけれども、例えば市役所内に会派の事務所とかがあって、そこに置きっ放しのパソコン等であれば、それは丸々政務活動費充当ということもありますけれども、基本、ご自宅のほうに持ち帰っておられるような、そういう場合は、使用状況が明らかにできないことが多々あります。そういった場合はおおむね2分の1を政務活動費に充てるのが適当であるというような、そういう考え方があります。

今現在、滑川市議会のほうでは、この案分割合という考え方がちょっと入っておりますので、この辺りを取り込めばどうかということで、2点目として挙げております。

3つ目、高額な備品等に関しては、耐用年数や議員任期等の視点を入れて、耐用年数、結構、長い物に関してはリースやレンタルを基本とすればどうかという、そういう考え方もあります。例えば議員任期、もうあと僅かというところでパソコンを買われたり、そういったケースがあった場合、今の規定では、ちょっと止めるというか、そこを考慮するこ

とができない内容になっておりますので、そういったことを盛り込める規定にしたかどうかというようなことで、３点目を挙げております。

一番下、例えば20万円の備品を任期２年目の12月に購入した場合ということで、充当例をそこに挙げております。パソコン等については、耐用年数、議員任期の４年として考えて、４年間丸々使った上で買換えが可能というような、そういう規定にしていけばいいのかなということで、例としてあくまで挙げております。

今この一覧でお渡しした内容については、あくまで事務局案でありまして、備品購入についての考え方が大きく変わるものでありますので、今すぐ、今年度からどうだということではなく、来年度、あるいは次期の改選時からということで、こういう趣旨について、各会派・グループに持ち帰っていただいて一度協議していただければと思っております。

すみません、以上です。

【岩城委員長】 以上。

【落合局長】 はい。

【岩城委員長】 あー、長かった。

これについて、委員の皆さん、何かありますか。

何やら、一遍に聞いたら、わけが分からんようになってしまった。

12月から貸与されるタブレットに係る経費等について、「政務活動費の手引き」を改訂して、内容を記載追加したいということではありますが、これがあしたから即というわけではないと思うので、考え方としては、次の任期のほうからかなというような気もいたします。

そうということで、備品購入費の案分割合や耐用年数、議員任期の視点を入れた考え方について、一度各会派・グループに持ち帰っていただいて、協議していただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

【古沢委員】 12月から、せんなんが。

【落合局長】 すみません、ちょっと説明が長かったんですけども、赤字の入っているこれに関しては、別に事務局案ということではなく、さきの特別委員会で決まった内容なので、これについては今年度から。２枚目の政務活動費における備品購入についてということで、①、②、③と挙げておりますが、これについては、今後皆さんで話し合っていたいただければいいんではという内容でございます。

【岩城委員長】 ということでございます。

古沢委員、よろしいでしょうか。

【古沢委員】 だから、この赤字の部分は、12月から貸与されるタブレットについて該当するということですね。

【落合局長】 はい、そうです。

【岩城委員長】 ほかに委員の皆さん、何かないですか。

(特になし)

【岩城委員長】 ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。  
お疲れさまでございました。

午前11時08分閉会